

小牧市消防本部訓令第 2 号

消防本部
消 防 署

小牧市火災予防違反処理規程（平成 1 5 年小牧市消防本部訓令第 5 号）
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

小牧市消防長 高 橋 博 之

様式第 6 中「所在地」を「所在」に、

「 上記対象物について 年 月 日に消防法第 条の規定に基づき立入検査を行ったところ、下記の違反事項を認めるので、履行期限までに改善するよう警告します。

なお、この警告に従わない場合は、消防法等に基づく措置をとることがあります。」

を

「 上記対象物は、消防法 違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。」

に、

「 2 履行期限」を

「 2 履行期限

3 警告事項を履行しない場合

この警告に従わない場合は、消防法 の規定に基づく命令を行うことがある。

なお、命令を行ったときは、当該対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。」

に改める。

様式第 7 を次のように改める。

様式第 7 その 1 （第 1 0 条関係）

		第	号
		年	月 日
住所			
氏名			
		小牧市消防長	印
命 令 書			
対象物			
所	在		
名	称		
用	途		
上記防火対象物について、下記の理由により、消防法 の規定により 下記のとおり命令する。			
記			
1	命令事項		
2	履行期限		
3	命令の理由		
4	命令を履行しない場合		
教示			
この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に小牧市長に対して審査請求をすることができる。			
また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 3 0 日 以内に小牧市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる （訴訟において小牧市を代表する者は小牧市長となる。）。			
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対す る裁決を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内に小牧市を被告として裁 決の取消しの訴えを提起することができる。			

備考

- 1 この様式は、消防法第 5 条から第 5 条の 3 までの規定により行う命
令の場合に用いる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7 その 2 （第 1 0 条関係）

		第	号
		年	日
住所			
氏名			
		小牧市長	印
		(小牧市消防長	印)
命 令 書			
対象物			
所	在		
名	称		
用	途		
(製造所等の別)			
上記対象物は、消防法 違反と認めるので、消防法 の規定により 下記のとおり命令する。			
記			
1 命令事項			
2 履行期限			
3 命令の理由			
4 命令事項を履行しない場合			
教示			
この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日 から起算して 3 か月以内に、小牧市長に対して審査請求をすることができ る。			
また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起 算して 6 か月以内に小牧市を被告として処分の取消しの訴えを提起するこ とができる（訴訟において小牧市を代表する者は小牧市長となる。）。			
なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に小牧市を 被告として裁決の取消しの訴えを提起することができる。			

備考

- 1 この様式は、消防法第 5 条から第 5 条の 3 までの規定以外の規定に
より行う命令の場合に用いる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。